

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し検討項目及び論点の整理について（平成28年9月21日）

条文	現行の内容	平成25年度論点整理・検討結果	平成27年度県民意識調査	平成27年度施設調査	現 状	見直し検討項目及び論点
目的 (第1条)	<p>○受動喫煙による県民の健康への悪影響が明らかであることをかんがみ、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とした。</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、受動喫煙による県民の健康への悪影響が明らかであることにかんがみ、県民、保護者、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、禁煙環境の整備及び県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進し、並びに未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を講ずることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。</p>		<p>(問2) 受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響がある = 89.5% (93.5%) ・影響はない = 1.1% (0.6%) ・わからない = 8.2% (5.7%) <p>※()内の数値は前回調査の結果(以下同様)</p>	<p>(問2) 受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響がある = 90.5% (90.5%) ・影響はない = 1.2% (1.1%) ・わからない = 7.4% (7.1%) <p>※()内の数値は前回調査の結果(以下同様)</p>	<p>○受動喫煙による健康への影響については、県民及び施設ともに約9割が認知している。 (資料集28(資料4) P1参照)</p>	
定義 (第2条)	<p>○条例での用語の意義についての規定</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ(喫煙用に供し得る状態に製造されたものに限る。)をいう。以下同じ。)の煙を吸わされることをいう。</p> <p>(2) 公共的空間 不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境(居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び喫煙所を除く。)をいう。</p> <p>(3) 公共的施設 公共的空間を有する施設(車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下同じ。)のうち、次に掲げる施設をいう。 ア 特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第1に掲げるもの(以下「第1種施設」という。) イ 受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第2に掲げるもの(以下「第2種施設」という。)</p> <p>(4) 施設管理者 公共的施設の管理について権限を有する者をいう。</p> <p>(5) 喫煙 たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう。</p> <p>(6) 禁煙 公共的施設における公共的空間の全部を喫煙することができない区域(以下「喫煙禁止区域」という。)とすることをいう。</p> <p>(7) 分煙 第2種施設における公共的空間を、規則で定めるところにより、喫煙することができる区域(以下「喫煙区域」という。)と喫煙禁止区域とに分割することをいう。</p> <p>(8) 喫煙所 専らたばこを吸う用途に供するための区域をいう。</p> <p>(9) 事業者 施設を設けて事業を営む者をいう。</p> <p>(10) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で未成年者を現に監督保護する者をいう。</p>	<p>【条例の対象施設について】</p> <p>【論点①】受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、たばこの煙が拡散される「屋外」も対象とすべきか。</p> <p>【結果】屋外については、子どもが利用する公園や施設の入口付近を規制すべきとする意見はあったが、<u>環境面から規制している市町村との役割分担や、灰皿の設置場所について施設管理者の配慮を求めるなどの取組みで対応すること</u>でよい。</p> <p>【論点②】国が労働安全衛生の観点で取組みを進めているが、受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、「職場」も対象とすべきか。</p> <p>【結果】職場も対象にすべきという意見はあったが、<u>快適な職場環境は労使の話し合いで形成していくものであり、公共性の観点で職場を対象にすることは、条例の趣旨や目的に合致しない。</u></p>	<p>(問1) 「受動喫煙」という言葉をご存知でしたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉も意味も知っている = 79.7% (81.4%) ・言葉は知っている = 7.3% (8.3%) ・知らなかった = 12.1% (10.2%) <p>(問10) 条例の規制強化内容(複数回答)(※問9で県に期待することの中から「規制強化」を選択した者が回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外も対象にすべき = 63.9% (57.3%) ・職場も対象にすべき = 36.5% (32.1%) 	<p>(問1) 「受動喫煙」という言葉をご存知でしたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉も意味も知っている = 88.2% (88.0%) ・言葉は知っている = 6.0% (7.5%) ・知らなかった = 4.8% (4.0%) <p>(問14) 条例の規制強化内容(複数回答)(※問13で県に期待することの中から「規制強化」を選択した者が回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外も対象にすべき = 47.3% (36.3%) ・職場も対象にすべき = 32.0% (28.0%) 	<p>○受動喫煙という言葉は、県民では約8割、施設では約9割が認知している。 (資料集28(資料4) P1参照)</p> <p>○「加熱式のたばこ」については、平成27年の条例改正で、本条例の規制対象として明確化した。</p> <p>○平成26年5月、労働安全衛生法の一部が改正され、事業者は労働者の受動喫煙防止対策について、必要な措置を講ずるよう努めるとされた。ただし、未成年者に対する措置については具体的な規定なし。</p> <p>○コンビニ前や通学路、敷地内などの屋外の喫煙のたばこの煙の通報が散見される。 (資料集30(資料6) P2参照)</p> <p>○前回の見直し検討後、関連団体に、公園でのたばこの煙の曝露防止や施設出入口の灰皿の撤去等について協力を依頼している。 (資料集31(資料7) P1~4参照)</p>	<p>【検討項目】条例の対象施設について</p> <p>【論点①】屋外も対象にすべきか ・県民意識調査及び施設調査では、前回の見直し検討時から、屋外も対象にすべきとの回答の割合が高くなっている。前回の見直し検討では「施設管理者の配慮を求める」ことに留めているが、それ以上の対応は考えたほうがいいのではないか。 ・特に通学路へのたばこの煙の流出については、規制すべきではないか ・コンビニ前や通学路、敷地内などの屋外の喫煙のたばこの煙の通報が散見される。 ・オリンピックでは完全なスモークフリーが求められることから、屋外の喫煙も厳しく対応すべき。 ・屋外でのたばこの煙の一瞬の曝露の健康への影響が受忍限度を超えるものなのか分からないのでは ・受動喫煙防止条例は公共的施設での限られた空間を規制対象としているため、屋外のたばこの煙の曝露への規制を議論するならば、受動喫煙防止条例と分けて議論すべき。</p> <p>【論点②】職場も対象にすべきか ・受動喫煙防止条例の対象施設に「職場」も加え、一律に労働者の受動喫煙を防止してほしい。 ・労働安全衛生法では、労働者に係る受動喫煙防止対策は努力義務とされている。</p> <p>【論点③】条例制定時に想定していなかったもの ・民泊や猫カフェなど、条例制定当時想定していなかったものも検討すべきでは。</p>

条文	現行の内容	平成 25 年度論点整理・検討結果	平成 27 年度県民意識調査	平成 27 年度施設調査	現 状	見直し検討項目及び論点
<p>定 義 (第 2 条)</p>		<p>【「受動喫煙」の定義について】</p> <p>〔論点①〕受動喫煙による全ての県民の健康影響を防止するため、喫煙者やたばこの煙にさらされることに合意した非喫煙者の受動喫煙を含めるべきか。</p> <p>〔結論〕喫煙者やたばこの煙にさらされることに合意した非喫煙者の受動喫煙も対象にすべきとする意見はあったが、意に反して吸わされる人を守ることが条例の守備範囲であることから、対象外である。</p> <p>〔論点②〕無煙たばこそのものや、使用者の呼気から発生する有害物質が県民の健康に影響をもたらす可能性があるため、無煙たばこによる受動喫煙を含めるべきか。</p> <p>〔結果〕無煙たばこによる受動喫煙も対象にすべきとする意見はあったが、無煙たばこによる受動喫煙を規制する科学的知見は得られていない段階である。</p>				<p>〔検討項目〕「受動喫煙」の定義について</p> <p>〔論点①〕喫煙者やたばこの煙の曝露に合意した非喫煙者も含めるべきか ・特に意見なし</p> <p>〔論点②〕無煙たばこによる受動喫煙も含めるべきか ・特に意見なし</p>

条文	現行の内容	平成 25 年度論点整理・検討結果	平成 27 年度県民意識調査	平成 27 年度施設調査	現 状	見直し検討項目及び論点
責 務 (第 3 条) ～ (第 5 条)	<p>○条例における県民、保護者、事業者、それぞれの責務を規定</p> <p>(県民の責務) 第 3 条 県民は、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、他人に受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。 2 県民は、県が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(保護者の責務) 第 4 条 保護者は、その監督保護に係る未成年者の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務) 第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に取り組むとともに、県が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>【未成年者の喫煙区域等への立ち入り制限の例外規定について】</p> <p>〔論点①〕未成年者の保護をより徹底するため、業務に従事する未成年者の適用除外を廃止すべきか。</p> <p>〔論点②〕未成年者の雇用に対する影響に配慮し、引き続き、業務に従事する未成年者は適用除外とすべきか。</p> <p>〔結果〕未成年者の受動喫煙防止は重要であり、未成年者保護の観点から例外規定を廃止すべきとする意見はあったが、未成年者の保護を含め、快適な職場環境は労使の話し合いで形成していくものであり、また、一律に適用して家族従業者も規制するには困難な実情があることから、事業者の取組みや普及啓発に期待したい。</p>	<p>(問 2) 受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。 ・影響がある =89.5% (93.5%)</p> <p>(問 4) 「受動喫煙防止条例」について、ご存知ですか。 ・内容を知っている =20.6% (15.7%) ・少し知っている =28.8% (20.7%) ・条例の存在は知っている =36.0% (33.7%) ・知らない =41.9% (33.7%)</p> <p>(問 5) 受動喫煙防止条例で知っていること。(複数回答) ・保護者が一緒でも喫煙所等に未成年者を立ち入らせてはならない =36.4% (30.9%)</p> <p>(問 6) 受動喫煙防止条例を何で知りましたか(複数回答) ①テレビ・ラジオ =39.6% (50.8%) ②禁煙・分煙表示 =34.8% (36.7%) ③新聞報道 =30.9% (41.5%) ※上位 3 位を記載</p> <p>(問 10) 条例の規制強化内容(複数回答)(※問 9 で県に期待することの中から「規制強化」を選択した者が回答) ・職場も対象にすべき =36.5% (32.1%)</p>	<p>(問 2) 受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。 ・影響がある =90.5% (90.5%)</p> <p>(問 4) 「受動喫煙防止条例」について、ご存知ですか。 ・内容を知っている =29.8% (31.2%) ・少し知っている =31.0% (34.0%) ・条例の存在は知っている =24.0% (19.9%) ・知らない =13.6% (10.7%)</p> <p>(問 5) 受動喫煙防止条例で知っていること。(複数回答) ・保護者が一緒でも喫煙所等に未成年者を立ち入らせてはならない =37.1% (36.2%)</p> <p>(問 6) 受動喫煙防止条例を何で知りましたか(複数回答) ①新聞報道 =37.8% (42.0%) ②県のたより =34.7% (31.8%) ③テレビ・ラジオ =33.5% (37.6%) ※上位 3 位を記載</p> <p>(問 14) 条例の規制強化内容(複数回答)(※問 13 で県に期待することの中から「規制強化」を選択した者が回答) ・職場も対象にすべき =32.0% (28.0%)</p>	<p>○施設に対しては、H27 年度末で 7 万強の戸別訪問を実施し、対応率も上昇している。</p> <p>・第 1 種施設 34,144 施設 禁煙 H25 99.2% ⇒ H27 99.5%</p> <p>・第 2 種施設 34,102 施設 禁煙 H25 83.6% ⇒ H27 84.5% 分煙 H25 10.8% ⇒ H27 10.6%</p> <p>・特例第 2 種施設 2,985 施設 禁煙 H25 66.7% ⇒ H27 68.6% 分煙 H25 3.8% ⇒ H27 3.6% (資料集 29(資料 5) P 2 参照)</p> <p>○平成 26 年 5 月、労働安全衛生法の一部が改正され、事業者は労働者の受動喫煙防止対策について、必要な措置を講ずるよう努めるとされた。ただし、未成年者に対する措置については具体的な規定なし。</p>	<p>〔検討項目〕業務に従事する未成年者の喫煙区域等への立ち入り制限の例外規定について</p> <p>〔論点①〕業務に従事する未成年者については適用除外とすべきか ・特に意見なし</p> <p>〔論点②〕業務に従事する未成年者についての適用除外を廃止すべきか ・特に意見なし</p>

条文	現行の内容	平成 25 年度論点整理・検討結果	平成 27 年度県民意識調査	平成 27 年度施設調査	現 状	見直し検討項目及び論点															
責 務 (第 6 条)	<p>○条例における、県の責務を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な施策を策定し実施する ・普及啓発、支援を行う ・施策を事業者等と連携、協力して実施する ・県の管理する施設について適切な措置を講じる <p>(県の責務) 第 6 条 県は、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、<u>県民及び事業者の自主的な受動喫煙の防止に関する取組を促進するため、情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。</u> 3 県は、受動喫煙の防止に関する施策について、県民、事業者及び市町村と連携し、及び協力して実施するよう努めなければならない。 4 県は、自ら設置し、又は管理する施設について、受動喫煙による県民の健康への悪影響が生じないよう適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>【普及啓発等に関する意見】</p> <p>【意見①】 <u>喫煙者のマナー向上や、特に未成年者の健康影響に関する普及啓発について、取り組んでいくことが必要である。</u></p> <p>【意見②】 <u>禁煙に向けては、普及啓発等により各種業界の意識を変えていき、広く県民や事業者のコンセンサスを形成していくことが必要である。</u></p> <p>【意見③】 <u>県民はもちろん、県外からの来訪者に対して、条例の規制内容の周知を充実していくことが必要である。</u></p>	<p>(問 9) 県に期待すること(複数回答) ①喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 =63.5% (63.5%) ②未成年者への喫煙防止教育=55.7% (52.9%) ③受動喫煙による健康への悪影響の普及啓発 =49.1% (48.9%)</p> <p>※上位 3 位を記載</p>	<p>(問 13) 県に期待すること(複数回答) ①喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 =62.1% (61.2%) ②受動喫煙による悪影響についての普及啓発 =43.1% (48.7%) ③未成年者への喫煙防止教育=41.2% (40.7%)</p> <p>※上位 3 位を記載</p>	<p>○県への期待は多岐に渡るが、県民及び施設とも、喫煙者へのマナー向上のための普及啓発、未成年者への喫煙防止教育や受動喫煙による悪影響の普及啓発が上位を占めており、受動喫煙防止条例の普及啓発を期待する人が多い。 (資料 28(資料 4) P 3 参照)</p> <p>○H26 年度からは観光情報誌等にも条例の案内を掲載する等の新たな試みも実施している。 (資料集 35(資料 11) P6~7 参照)</p>	<p>【検討項目】受動喫煙の健康への悪影響等の普及啓発について</p> <p>・県民意識調査及び施設調査では、前回見直し検討時と同様、①喫煙者へのマナー向上のための普及啓発、②未成年者への喫煙防止教育、③受動喫煙による悪影響についての普及啓発については、県への期待が高い。 ・普及啓発の方法として、SNS をもっと活用し、PR する人を増やしていけば、キャンペーンでももっと人が集るのではないか。</p>															
公共的施設における措置 (第 9 条)	<p>○学校、病院、物品販売店、官公庁施設等の「第 1 種施設」は、特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として「禁煙」を義務つけている。</p> <p>○飲食店、宿泊施設等の「第 2 種施設」は、受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として、「禁煙」又は「分煙」を義務つけている。</p> <p>(公共的施設における措置) 第 9 条 第 1 種施設の施設管理者は、その管理する第 1 種施設について、禁煙の措置を講じなければならない。 2 第 2 種施設の施設管理者は、その管理する第 2 種施設について、禁煙又は分煙の措置を講じなければならない。 3 第 2 種施設の施設管理者は、前項の規定により分煙の措置を講じた場合においては、喫煙禁止区域の面積の合計を、当該第 2 種施設における公共的空間の面積の合計のおおむね 2 分の 1 以上とするよう努めるものとする。</p>	<p>【第 2 種施設における「分煙」について】</p> <p>【論点①】 受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、<u>「禁煙」とすべきか。</u></p> <p>【結果】 禁煙に向けては、普及啓発等により各種業界の意識を変えていき、<u>広く県民や事業者のコンセンサスを形成していくことが必要である。</u></p> <p>【論点②】 <u>事業者の経済的影響や喫煙する利用者に配慮し、引き続き「分煙」を認めるべきか。</u></p> <p>【結果】 受動喫煙による健康影響は科学的に明らかであり、最終的な方向性は禁煙であるという意見はあったが、事業者の経済的影響や喫煙者に配慮した「分煙」により、広く第 2 種施設の施設管理者に条例が浸透し、受動喫煙防止対策が進んできた。<u>現状では、各種業界の実情に照らし、引き続き、「分煙」を認めてよい。</u></p>	<p>(問 9) 県に期待すること(複数回答) ※条例に関する項目を抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の着実な運用 =27.4% (27.7%) ・条例の規制強化 =26.1% (22.7%) ・自主的な取組の推進=5.2% (6.4%) 	<p>(問 13) 県に期待すること(複数回答) ※条例に関する項目を抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の着実な運用 =15.1% (13.3%) ・条例の規制強化 =10.3% (12.7%) ・自主的な取組の推進= 6.0% (8.7%) <p>(問 8) 受動喫煙防止に取り組んだ理由(複数回答) ①利用客の健康を守るため=68.7% (65.1%) ②利用客により良いサービスを提供するため = 53.6% (50.0%) ③従業員の健康を守るため = 40.7% (35.7%)</p> <p>※上位 3 位を記載</p>	<p>○規制強化・規制緩和を望む意見もあるが、県民、施設側ともに条例の着実な運用を望む意見が多い。 (資料集 28(資料 4) P 3 参照)</p> <p>○施設側の取組み理由も利用客や従業員の健康やサービスを考慮して対応したという理由が上位を占めている。(※条例があるためは 37.0%) (資料集 28(資料 4) P 4 参照)</p> <p>○戸別訪問の結果(再訪問の結果を反映)、平成 27 年度末の時点で、戸別訪問した全施設のうち、禁煙が 91.0%、分煙が 5.2%の措置を講じた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>禁煙</th> <th>分煙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 種</td> <td>99.5%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 2 種</td> <td>84.5%</td> <td>10.6%</td> </tr> <tr> <td>特 2 種</td> <td>68.6%</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>91.0%</td> <td>5.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料集 29(資料 5) P 2 参照)</p>		禁煙	分煙	第 1 種	99.5%	—	第 2 種	84.5%	10.6%	特 2 種	68.6%	3.6%	計	91.0%	5.2%	<p>【検討項目】第 2 種施設における「分煙」について</p> <p>【論点①】引き続き「分煙」を認めるべきか</p> <p>・「分煙」の措置を義務付けるならば、「分煙」の設備整備費の助成制度の導入をお願いしたい。 ・県では利子補給しかないことから、整備費に対する補助金などの助成制度の創設もお願いしたい。 ・「分煙」の場合、喫煙室で喫煙している人は、第一次喫煙、第二次喫煙、第三次喫煙まで浴びてしまう。健康政策の観点からすれば「分煙」は一番健康に悪い政策なので、そこに血税を投入していくのはどうか。 ・観光の観点から言えば、「分煙」の措置の導入やステッカーの貼付など、「分煙」なら「分煙」を徹底させることが必要ではないか。</p> <p>【論点②】「分煙」ではなく「禁煙」とすべきか</p> <p>・海外では「禁煙」が当たり前、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、神奈川県が「分煙」を強調することは、ネガティブキャンペーンになってしまうのではないか。</p>
	禁煙	分煙																			
第 1 種	99.5%	—																			
第 2 種	84.5%	10.6%																			
特 2 種	68.6%	3.6%																			
計	91.0%	5.2%																			

条文	現行の内容	平成 25 年度論点整理・検討結果	平成 27 年度県民意識調査	平成 27 年度施設調査	現 状	見直し検討項目及び論点																								
喫煙所 (第 10 条)	○「喫煙所」の設置を認めた規定 (喫煙所) 第 10 条 施設管理者は、その管理する公共的施設に喫煙所を設けることができる。		(問 8) 受動喫煙防止状況 《喫煙所の数の増減》 <table border="1"> <tr> <th>増えた</th> <th>減った</th> <th>変化無</th> <th>不明</th> </tr> <tr> <td>32.7% (34.0%)</td> <td>16.3% (21.0%)</td> <td>11.4% (11.3%)</td> <td>36.4% (30.5%)</td> </tr> </table>	増えた	減った	変化無	不明	32.7% (34.0%)	16.3% (21.0%)	11.4% (11.3%)	36.4% (30.5%)	(問 5) 条例で知っていること(複数回答) ・全ての施設で条例の基準を満たした喫煙所の設置は可能である =29.7% (28.6%) (問 9) 実施している受動喫煙防止対策 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>喫煙所 無禁煙</th> <th>喫煙所 有禁煙</th> <th>分煙</th> </tr> <tr> <th>第 1 種</th> <td>58.7% (73.7%)</td> <td>28.4% (8.6%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>第 2 種</th> <td>42.8% (50.6%)</td> <td>27.8% (16.9%)</td> <td>11.0% (7.4%)</td> </tr> <tr> <th>特 2 種</th> <td>34.0% (34.6%)</td> <td>20.8% (11.3%)</td> <td>13.7% (9.0%)</td> </tr> </table>		喫煙所 無禁煙	喫煙所 有禁煙	分煙	第 1 種	58.7% (73.7%)	28.4% (8.6%)	—	第 2 種	42.8% (50.6%)	27.8% (16.9%)	11.0% (7.4%)	特 2 種	34.0% (34.6%)	20.8% (11.3%)	13.7% (9.0%)	○調査の結果、時間分煙で対応している施設も散見される。 (資料集 28(資料 4) P 4 参照)	
増えた	減った	変化無	不明																											
32.7% (34.0%)	16.3% (21.0%)	11.4% (11.3%)	36.4% (30.5%)																											
	喫煙所 無禁煙	喫煙所 有禁煙	分煙																											
第 1 種	58.7% (73.7%)	28.4% (8.6%)	—																											
第 2 種	42.8% (50.6%)	27.8% (16.9%)	11.0% (7.4%)																											
特 2 種	34.0% (34.6%)	20.8% (11.3%)	13.7% (9.0%)																											
喫煙禁止 区域への たばこの 煙の流出 の防止 (第 11 条)	○分煙の措置又は喫煙所を設けたときは、喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するための必要な措置を講じることを規定 (喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出の防止) 第 11 条 施設管理者は、第 9 条第 2 項の規定により分煙の措置を講じ、又は前条の規定により喫煙所を設けたときは、当該分煙の措置により設けられた喫煙区域又は当該喫煙所から喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するために必要な措置として規則で定める措置を講じなければならない。その管理する公共的施設における公共的空間以外の区域が喫煙禁止区域に隣接する場合の当該公共的空間以外の区域についても、同様とする。	【分煙基準について】 〔論点①〕受動喫煙による県民の健康影響を完全に防止することができる基準とするよう、 <u>分煙基準を見直すべきか。</u> 〔論点②〕 <u>現行の国が示した基準に基づいたものであるため、引き続き、現在の分煙基準とするか。</u> 〔結果〕県独自の基準を設けるべきとする意見はあったが、 <u>すぐに独自の基準を作成することは困難</u> であることから、 <u>国の基準を踏まえることが合理的</u> である。	(問 8) 受動喫煙防止状況 《禁煙・分煙の店舗数の増減》 <table border="1"> <tr> <th>増えた</th> <th>減った</th> <th>変化無</th> <th>不明</th> </tr> <tr> <td>65.9% (73.0)</td> <td>5.7% (2.6)</td> <td>6.9% (6.8)</td> <td>19.0% (15.0)</td> </tr> </table>	増えた	減った	変化無	不明	65.9% (73.0)	5.7% (2.6)	6.9% (6.8)	19.0% (15.0)	(問 9) 実施している受動喫煙防止対策 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>喫煙所 無禁煙</th> <th>喫煙所 有禁煙</th> <th>分煙</th> </tr> <tr> <th>第 1 種</th> <td>58.7% (73.7%)</td> <td>28.4% (8.6%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th>第 2 種</th> <td>42.8% (50.6%)</td> <td>27.8% (16.9%)</td> <td>11.0% (7.4%)</td> </tr> <tr> <th>特 2 種</th> <td>34.0% (34.6%)</td> <td>20.8% (11.3%)</td> <td>13.7% (9.0%)</td> </tr> </table>		喫煙所 無禁煙	喫煙所 有禁煙	分煙	第 1 種	58.7% (73.7%)	28.4% (8.6%)	—	第 2 種	42.8% (50.6%)	27.8% (16.9%)	11.0% (7.4%)	特 2 種	34.0% (34.6%)	20.8% (11.3%)	13.7% (9.0%)	○調査の結果、分煙の措置を講じていながら、たばこの煙の漏出のおそれがあるため、結果として条例違反となっている施設も少なくない。 (資料集 28(資料 4) P 4 参照) ○喫煙区域や喫煙所からのたばこの煙の流出に関し、県への通報が散見される。 (資料集 30(資料 6) P 2 参照)	〔検討項目〕分煙基準について 〔論点①〕受動喫煙を完全に防止することができる基準に見直すべきか ・喫煙区域や喫煙所からのたばこの煙の流出に関し、県への通報が散見される。 〔論点②〕現行の分煙基準えお引き続き適用すべきか ・特に意見なし
増えた	減った	変化無	不明																											
65.9% (73.0)	5.7% (2.6)	6.9% (6.8)	19.0% (15.0)																											
	喫煙所 無禁煙	喫煙所 有禁煙	分煙																											
第 1 種	58.7% (73.7%)	28.4% (8.6%)	—																											
第 2 種	42.8% (50.6%)	27.8% (16.9%)	11.0% (7.4%)																											
特 2 種	34.0% (34.6%)	20.8% (11.3%)	13.7% (9.0%)																											
未成年者の 立入りの 制限 (第 13 条)	○施設管理者及び保護者は喫煙区域及び喫煙所に未成年者を立ち入らせてはならないことを規定 ○未成年従業員については当該規定は非適用 (未成年者の立入りの制限) 第 13 条 施設管理者は、その管理する喫煙区域(第 9 条第 2 項の規定による分煙の措置により設けられたものに限る。以下同じ。)及び喫煙所(第 10 条の規定により設けられたものに限る。以下同じ。)に、未成年者を立ち入らせてはならない。 2 保護者は、喫煙区域及び喫煙所に、その監督保護に係る未成年者を立ち入らせてはならない。 3 前 2 項の規定は、業務に従事する者として未成年者を立ち入らせる場合には、適用しない。	【未成年者の喫煙区域等への立ち入り制限の例外規定について】 〔論点①〕未成年者の保護をより徹底するため、業務に従事する未成年者の適用除外を廃止すべきか。 〔論点②〕 <u>未成年者の雇用に対する影響に配慮し、引き続き、業務に従事する未成年者は適用除外とすべきか。</u> 〔結果〕未成年者の受動喫煙防止は重要であり、未成年者保護の観点から例外規定を廃止すべきとする意見はあったが、 <u>未成年者の保護を含め、快適な職場環境は労使の話し合いで形成していくものであり、また、一律に適用して家族従業員も規制するには困難な実情があることから、事業者の取組みや普及啓発に期待したい。</u>	(問 5) 受動喫煙防止条例で知っていること(複数回答) ・保護者がいても喫煙所や喫煙席に従業員以外の未成年者を立ち入らせてはならない = 36.4% (8 項目中 8 位) (30.9%)	(問 5) 受動喫煙防止条例で知っていること(複数回答) ・保護者がいても喫煙所や喫煙席に従業員以外の未成年者を立ち入らせてはならない = 37.1% (8 項目中 7 位) (36.2%)	○県民・施設とも、未成年者の立入りの禁止を理解している割合は相対的に低い。 (資料集 28(資料 4) P 2 参照) ○未成年者の喫煙禁止区域への立入りに関し、県への通報が散見される。 (資料集 30(資料 6) P 2 参照) ○平成 26 年 5 月、労働安全衛生法の一部が改正され、事業者は労働者の受動喫煙防止対策について、必要な措置を講ずるよう努めるとされた。ただし、未成年者に対する措置については具体的な規定なし。	〔検討項目〕業務に従事する未成年者の靴縁区域等への立ち入り制限の例外規定について 〔論点①〕業務に従事する未成年者については適用除外とすべきか ・特に意見なし 〔論点②〕業務に従事する未成年者についての適用除外を廃止すべきか ・特に意見なし																								

条文	現行の内容	平成 25 年度論点整理・検討結果	平成 27 年度県民意識調査	平成 27 年度施設調査	現 状	見直し検討項目及び論点
<p>表示等 (第 15 条)</p>	<p>○公共的施設の入口に禁煙又は分煙等の表示を義務つけた。 ○喫煙区域の入口に喫煙所及び未成年の立入りを禁止する旨の表示を義務つけた。 ○適用除外認定施設においてもその旨の表示を義務つけた。</p> <p>(表示等) 第 15 条 施設管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定めるところにより、当該各号に定める表示をしなければならない。 (1) 第 1 種施設及び禁煙の措置を講じた第 2 種施設 当該公共的施設の入口に、当該公共的施設における公共的空間の全部が喫煙禁止区域である旨 (2) 分煙の措置を講じた第 2 種施設 当該第 2 種施設の入口に、当該第 2 種施設における公共的空間の一部が喫煙禁止区域である旨 (3) 喫煙区域 当該喫煙区域の入口に、喫煙区域である旨及び未成年者の立入りを禁止する旨 (4) 喫煙所 当該喫煙所の入口に、喫煙所である旨及び未成年者の立入りを禁止する旨 (5) 第 20 条第 1 項第 1 号の規定による認定を受けた第 2 種施設 当該第 2 種施設の入口に、特定の者以外の者及び未成年者の立入りを禁止する旨 (6) 第 20 条第 1 項第 2 号の規定による認定を受けた第 1 種施設 当該第 1 種施設の入口に、たばこ又は喫煙具の販売を目的とする喫煙が許されている旨及び未成年者の立入りを禁止する旨 2 前項の規定によるもののほか、施設管理者は、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により講じた措置について、その管理する公共的施設の利用者に周知させるよう努めるものとする。</p>	<p>【表示義務について】</p> <p>〔論点①〕 利用者の施設選択に資するため、喫煙可能表示を条例で規定すべきか。 〔論点②〕 施設のイメージにあった表示ができるようにするため、<u>独自デザインの表示</u>を条例で認めるべきか。 〔論点③〕 事業者の自主的な取組みに期待し、表示は施設の判断に任せるべきか。</p> <p>〔結果〕 喫煙可の表示を規定することを求める意見や、デザインを施設管理者に任せてよいのとの意見はあったが、<u>喫煙可能表示は条例の趣旨に反して喫煙可の固定化につながり、また、表示のパリエーションを認めると、違反行為概念が不明確になることから、現状維持でよい。</u></p>	<p>(問 5) 受動喫煙防止条例で知っていること(複数回答) ・施設の入口に禁煙又は分煙の表示がされる = 46.1% (8 項目中 6 位) (52.7%)</p>	<p>(問 5) 受動喫煙防止条例で知っていること(複数回答) ・施設の入口には禁煙又は分煙の表示をしなければならない = 51.4% (8 項目中 4 位) (51.7%)</p>	<p>○県民・施設とも、施設の入口に禁煙又は分煙の表示をしなければならないことを知っているのは、5 割前後にとどまっている。 (資料 28(資料 4) P 2 参照)</p> <p>○戸別訪問の際、施設入口での表示義務違反が多く見られるが、戸別訪問の際、禁煙・分煙のステッカーを渡し、多くの場合対応をいただいている。 (資料集 29(資料 5) P 3 参照)</p>	<p>〔検討項目〕表示義務について</p> <p>〔論点①〕喫煙可能表示を条例で規定すべきか ・特に意見なし</p> <p>〔論点②〕独自デザインの表示を条例で認めるべきか ・特に意見なし</p> <p>〔論点③〕表示は施設の判断に任せるべきか ・特に意見なし</p>

条文	現行の内容	平成 25 年度論点整理・検討結果	平成 27 年度県民意識調査	平成 27 年度施設調査	現 状	見直し検討項目及び論点																
<p style="text-align: center;">特 例 第 2 種 施 設 (第 21 条)</p>	<p>○風営法で風俗営業（ゲームセンターを除く）及び特定遊興飲食店営業に該当するものは特例第 2 種施設とする。（H27. 12. 28 改正）</p> <p>○床面積から食品の調理の用に供する面積を除いた面積が 100 ㎡以下の飲食店は特例第 2 種施設とする。</p> <p>○床面積の合計が 700 ㎡以下の宿泊施設は特例第 2 種施設とする。</p> <p>○特例第 2 種施設は条例の規制を努力義務とする。</p> <p>（特例第 2 種施設） 第 21 条 第 2 種施設のうち次に掲げる施設（次項において「特例第 2 種施設」という。）の施設管理者は、第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 11 条、第 12 条、第 13 条第 1 項、第 14 条並びに第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する措置を講ずることを要しない。ただし、これらの措置を講じない場合は、これらの措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>（1） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる営業又は同条第 11 項に規定する営業の用に供する施設</p> <p>（2） 事業の用に供する床面積から食品の調理の用に供する施設又は設備に係る部分を除いた部分の床面積の合計が 100 平方メートル以下の飲食店</p> <p>（3） 事業の用に供する床面積の合計が 700 平方メートル以下のホテル、旅館その他これらに類する施設</p> <p>2 第 15 条第 2 項、第 16 条から前条まで及び第 23 条の規定は、特例第 2 種施設については、適用しない。</p>	<p>【「特例」適用について】</p> <p>〔論点①〕 受動喫煙による県民の健康影響を防止するため、「特例」は廃止すべきか。</p> <p>〔論点②〕 事業者の経済的影響や物理的状況、喫煙する利用者に配慮し、引き続き「特例」を認めるべきか。</p> <p>〔結果〕 禁煙を目指すべきとする意見はあったが、<u>小規模施設の経済影響や物理的困難性に対する配慮が必要</u>であることから、引き続き、<u>特例を認めてよい</u>。</p> <p>小規模施設と風営法施設を一緒に扱うことに違和感があるとの意見があり、<u>大規模な風営法施設は見直す余地はあるが、今すぐ方向性を出すのは困難</u>である。</p>	<p>（問 5） 条例で知っていること（複数回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な飲食店や宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である＝47.4%（8 項目中 5 位）（40.3%） <p>（問 9）～（問 11）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例第 2 種施設も条例の規制を義務つけるべき <p>⇒（問 9）で、規制強化を選択した県民は 26.1%（27.7%）であり、そのうち（問 10）で規制強化の中から 49.3%（51.1%）が回答（問 10 は複数回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例第 2 種施設は条例の対象から外すべき <p>⇒（問 9）で、自主的な取り組みを選択した県民は 5.2%（6.4%）であり、そのうち（問 11）の緩和の中から 43.0%（41.1%）が回答（問 11 は複数回答）</p>	<p>（問 5） 条例で知っていること（複数回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な飲食店や宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である＝49.7%（8 項目中 5 位）（54.3%） <p>（問 13）～（問 15）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例第 2 種施設も条例の規制を義務つけるべき <p>⇒（問 13）で、規制強化を選択した施設は 10.3%（12.7%）であり、そのうち（問 14）で規制強化の中から 50.6%（49.1%）が回答（問 14 は複数回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例第 2 種施設は条例の対象から外すべき <p>⇒（問 13）で、自主的な取り組みを選択した施設は 6.0%（8.7%）であり、そのうち（問 15）の緩和の中から 55.3%（45.2%）が回答（問 15 は複数回答）</p> <p>（問 9） 実施している受動喫煙防止対策</p> <table border="1" data-bbox="1670 1276 2003 1577"> <thead> <tr> <th></th> <th>喫煙所 無禁煙</th> <th>喫煙所 有禁煙</th> <th>分煙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 種</td> <td>58.7% (73.7%)</td> <td>28.4% (8.6%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第 2 種</td> <td>42.8% (50.6%)</td> <td>27.8% (16.9%)</td> <td>11.0% (7.4%)</td> </tr> <tr> <td>特 2 種</td> <td>34.0% (34.6%)</td> <td>20.8% (11.3%)</td> <td>13.7% (9.0%)</td> </tr> </tbody> </table>		喫煙所 無禁煙	喫煙所 有禁煙	分煙	第 1 種	58.7% (73.7%)	28.4% (8.6%)	—	第 2 種	42.8% (50.6%)	27.8% (16.9%)	11.0% (7.4%)	特 2 種	34.0% (34.6%)	20.8% (11.3%)	13.7% (9.0%)	<p>○平成 27 年度に風営法が改正され、ダンスホールが風俗営業から外れ（条例の対象となる）、また、平成 28 年 6 月 23 日より、新たに特定遊興飲食店営業の規定が施行され、条例を改正した（特例第 2 種施設となる）。</p> <p>○特例第 2 種施設は、経済及び規模的な問題に加え、風営法対象施設の場合、改修工事の難易度の高さもあり、相対的に分煙の措置を講じることが困難である場合が想定されるが、調査では約 7 割の施設が対応しているという結果であった。 （資料集 28（資料 4）P 4 参照）</p>	<p>〔検討項目〕「特例」適用について</p> <p>〔論点①〕「特例」は廃止すべきか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし <p>〔論点②〕「特例」は引き続き認めるべきか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模施設については、引き続き、「特例」を認めていただきたい。
		喫煙所 無禁煙	喫煙所 有禁煙	分煙																		
第 1 種	58.7% (73.7%)	28.4% (8.6%)	—																			
第 2 種	42.8% (50.6%)	27.8% (16.9%)	11.0% (7.4%)																			
特 2 種	34.0% (34.6%)	20.8% (11.3%)	13.7% (9.0%)																			

条文	現行の内容	平成 25 年度論点整理・検討結果	平成 27 年度県民意識調査	平成 27 年度施設調査	現 状	見直し検討項目及び論点
<p style="text-align: center;">罰 則 (第 23 条)</p>	<p>○立入調査(第 16 条)の拒否及び虚偽の申告をした場合、命令(第 19 条)違反をした場合、5 万円以下の過料</p> <p>○喫煙禁止区域で喫煙した場合、2 万円以下の過料</p> <p>(罰則) 第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。 (1) 第 16 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 (2) 第 19 条の規定による命令に違反した者 2 第 8 条の規定に違反して喫煙禁止区域において喫煙をした者は、2 万円以下の過料に処する。</p>	<p>【罰則規定について】</p> <p>〔論点①〕 より規制の実効性を確保するため、罰則を強化すべきか。</p> <p>〔論点②〕 施行状況を鑑み、罰則を弱体化又は廃止すべきか。</p> <p>〔結果〕 これまでのところ罰則適用例はないが、<u>現行内容で規制の実効性が確保されていることから、現状維持</u>でよい。</p>	<p>(問 5) 条例で知っていること(複数回答) ・喫煙禁止区域で喫煙した場合過料される場合がある = 62.0%</p> <p>・施設が条例の義務を果たさない場合、過料される場合がある = 38.8%</p>	<p>(問 5) 条例で知っていること(複数回答) ・施設が条例の義務を果たさない場合、過料される場合がある = 41.2%</p>	<p>○県民の中で、喫煙禁止区域で喫煙した場合過料される場合があることを認知しているのは約 6 割いる。 (資料集 28(資料 4) P 2 参照)</p> <p>○県民・施設とも、施設が条例の義務を果たさない場合、過料される場合があることを認知しているのは、それぞれ約 4 割となっている。 (資料集 28(資料 4) P 2 参照)</p>	<p>〔検討項目〕 罰則規定について</p> <p>〔論点①〕 罰則を強化すべきか</p> <p>・県民意識調査及び施設調査で、規制を強化すべきとの回答の中で罰則の強化を選択した人が相当数いるのに、罰則の認知度が低い。受動喫煙防止条例が罰則付きの厳しい条例であることを更に浸透させるべきではないか。</p> <p>・条例施行後、1 件も罰則が適用されていないことから、県民や施設管理者の意識の中で受動喫煙防止条例が罰則付きの厳しい条例であることが薄れてきているのでは。</p> <p>・法令違反があっても、戸別訪問を何度か行なっていく中で、違反が相当数減少していくが、新規設置の施設も出てくるため、違反が減っていかないと事務局から聞いている。</p> <p>〔論点②〕 罰則を弱体化又は廃止すべきか</p> <p>・特に意見なし</p>